

## 1 金融商品取引業者等の営業所の長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領

金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する特定電子情報処理組織（以下「国税電子申告・納税システム」という。）を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項（以下「届出事項等」という。）である。

また、各届出事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1 から別紙 9 のとおりである。

届出事項等の名称	根拠法令
(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項
(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項
(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項
(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項
(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項
(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項
(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項
(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 15 項
(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項
(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項
(8)－1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項
(8)－2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項

## 2 所轄税務署長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領

所轄税務署長が、国税電子申告・納税システムを使用する方法により、金融商品取引業者等の営業所の長に提供する事項は、次に掲げる事項である。

また、提供する事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10 から別紙 12 のとおりである。

提供する事項等の名称	根拠法令
(10) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項
(11)－1 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項
(11)－2 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項

所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	
(12) 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項

### 3 各項目の記録に当たっての留意事項

#### (1) 各項目共通

イ 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

<例> 提出者の整理番号  
誤：27,413,000,000,013  
正：27413000000013

ロ 記録すべき事項がない項目については、区切りを表す半角文字の「, (カンマ)」のみを記録する（CSV 形式では必ず半角文字の「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。）。

<例> 項目が記録不要の場合  
前の項目,, 後の項目

<例> 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）（レコードの内容及び記録要領(8)－1 参照）において、提出者の氏名が変更されていない場合に項番 20 から項番 22 までを記録する場合  
 (省略) …, 0 , , … (省略)  
 (項番) 20 21 22  
 (注) この場合には、項番 20 には「0」を記録し、項番 21 及び項番 22 には「, (カンマ)」のみを記録する。

ハ レコードごとに改行を行う。

<例> 「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」の場合  
 009,5,03,03,22,国税□太郎, … (省略) …, 麹町,01101 (改行)  
 009,5,03,03,22,東京□次郎, … (省略) …, 麹町,01101 (改行)  
 009,5,03,03,24,大阪□三郎, … (省略) …, 麹町,01101 (改行)  
 (注) 「□」は、スペース 1 文字分を表す。

#### (2) 住所又は所在地

イ 都道府県名から順次記録する。

<例> 正：東京都中央区銀座 1 - 1 - 1  
 誤：中央区銀座 1 - 1 - 1  
 誤：大阪市中央区大手前 2 - 2 - 2  
 (注) 都道府県名を省略してはならない。

ロ 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

<例> 正：愛知県名古屋市中区秋葉 1 - 1 - 1  
 誤：愛知県名古屋市中区アキハ 1 - 1 - 1  
 誤：愛知県名古屋市中区あきは 1 - 1 - 1

ハ ～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字については、省略あるいは句読点等による記録はしない。

＜例＞ 正：神奈川県横浜市港北区新横浜 2 - 2 - 2  
誤：神奈川県横浜市港北口新横浜 2 - 2 - 2  
誤：神奈川県、横浜市、港北、新横浜、2 - 2 - 2  
(注)「□」は、スペース 1 文字分を表す。

ニ 都道府県、市町村、字等間にスペースや句読点等を記録しない。

＜例＞ 正：神奈川県横浜市港北区新横浜 2 - 2 - 2  
誤：神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□ 2 - 2 - 2  
誤：神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、2 - 2 - 2  
(注)「□」は、スペース 1 文字分を表す。

ホ 住所の記録に当たって、「丁目」、「番」、「番地」、「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、全角文字の「- (ハイフン)」を使用する。

＜例＞ 正：東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 3  
正：東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 3 号  
誤：東京都千代田区丸の内 3 ～ 3 ～ 3  
誤：東京都千代田区丸の内 3 ・ 3 ・ 3  
誤：東京都千代田区丸の内 3, 3, 3

＜例＞ 正：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 2 3 4  
正：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 2 3 4 番地

ヘ 様方・気付は、住所又は所在地の項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

### (3) 氏名又は名称

イ 個人の姓と名の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。

＜例＞ 正：財務□太郎  
誤：財務太郎  
(注)「□」は、スペース 1 文字分を表す。

ロ 個人の肩書等は記録しない。

＜例＞ 正：財務□太郎  
誤：税理士□財務□太郎  
(注)「□」は、スペース 1 文字分を表す。

ハ 外国人の氏名については、全角のカタカナ又は全角のアルファベットを使用してファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。

＜例＞ 正：コクゼイ□ジョン□ジャック  
正：K o k u z e i □ J o h n □ J a c k  
誤：コクゼイジョンジャック  
誤：K o k u z e i J o h n J a c k  
(注)「□」は、スペース 1 文字分を表す。

ニ 外国人の氏名のフリガナについては、全角のカタカナを使用してファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。

＜例＞ 正：コクゼイ□ジョン□ジャック  
誤：K o k u z e i □ J o h n □ J a c k  
誤：コクゼイジョンジャック

誤：Kokuzei John Jack  
(注)「□」は、スペース1文字分を表す。

ホ 金融商品取引業者等の営業所の名称及び送付先の名称に当該営業所の長の氏名等は記録しない。

<例> 正：財務証券株式会社麴町支店  
誤：財務証券株式会社麴町支店支店長□財務□太郎  
(注)「□」は、スペース1文字分を表す。

(4) 外字の取扱い

JIS 第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取り扱う。

イ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

<例> 「大藏」 ⇒ 「大蔵」 「齊藤」 ⇒ 「斉藤」

ロ 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第1水準及び第2水準の全角文字に変換する。

ハ 人名に使用されている漢字等で、他の漢字等に変換できない漢字等が含まれている場合には、その人名を全てカナで記録する。

ニ 住所又は所在地に使用されている漢字等で、他の漢字等に変換できない漢字等が含まれている場合には、当該他の漢字等に変換できない漢字等をカナで記録する。

(5) 濁点等を含む文字

濁点又は半濁点を含む文字については一文字で記録し、濁点「ゝ」及び半濁点「゜」のみを一文字として使用しない。

<例> 正：「ガ」  
誤：「カゝ」

(6) 文字数あふれ

氏名、フリガナ、名称、住所又は所在地について文字数あふれが生じたときは、スペースを含めて「レコードの内容及び記録要領」の「入力文字基準」欄に定める文字数までの内容をそれぞれの項目に記録する。

#### 4 ファイル名の仕様

ファイル名は、届出事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。

届出事項等の名称		ファイル名
(1)	未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和6年以降は使用しない）	001dat**.txt
(2)	未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和6年以降は使用しない）	002dat**.txt
(3)ー1	非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**.txt
(3)ー2	未成年者口座異動届出書に記載された事項等	
(4)ー1	非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**.txt
(4)ー2	未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	
(5)ー1	金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**.txt
(5)ー2	金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	
(6)	変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**.txt
(7)ー1	廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**.txt
(7)ー2	廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	
(8)ー1	提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**.txt
(8)ー2	提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和6年以降は使用しない）	
(9)	届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	009dat**.txt

（注）ファイル名の一部にある「\*\*」には、届出事項等ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。

＜例＞ 「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」を二つのファイルに分ける場合

- ・ 一つ目のファイル名……「009dat01.txt」
- ・ 二つ目のファイル名……「009dat02.txt」

#### 5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に届出事項等を提供する際の留意事項

国税電子申告・納税システムで送信できるファイル形式（XML形式）に変換した後の各ファイルのサイズは10MBを限度とし、かつ、各ファイルに記録できる届出事項等の件数（レコード件数）は5,000件を限度とする。

○ レコードの内容及び記録要領(1)【未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14の2第15項)  
(令和6年以降は使用しない)

(別紙1)

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
			半角	3文字	
1	届出事項等の種類		半角	3文字	「001」を記録してください。
2	提出年月日	元号	半角	1文字	申請者(「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(1)》において同じです。)が「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成31年4月1日 → 4,31,04,01」、「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」
3		年	半角	2文字	
4		月	半角	2文字	
5		日	半角	2文字	
6	申請者の氏名		全角	120文字以内	申請者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	申請者のフリガナ		全角	120文字以内	申請者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	申請者の生年月日	元号	半角	1文字	申請者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
9		年	半角	2文字	
10		月	半角	2文字	
11		日	半角	2文字	
12	申請者の現住所(居所)又は所在地		全角	125文字以内	申請者の現住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
13	申請者の個人番号		半角	12文字	申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下別紙5-1において「番号法」といいます。))第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下別紙2から別紙9において同じです。)を記録してください。
14	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
15	金融商品取引業者等の営業所の名称		全角	60文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
16	金融商品取引業者等の営業所の所在地		全角	125文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号		半角	7文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。
18	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
19	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
20	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
21	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
22	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
23	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
24	(空白)		—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
25	送付先の有無		半角	1文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
26	送付先の名称		全角	60文字以内	項番25に「1」が記録されている場合には、送付先の名称を記録してください。項番25に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
27	送付先の所在地		全角	125文字以内	項番25に「1」が記録されている場合には、送付先の所在地を都道府県名から記録してください。項番25に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
28	送付先の郵便番号		半角	7文字	項番25に「1」が記録されている場合には、送付先の郵便番号を記録してください。項番25に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
29	金融商品取引業者等の営業所使用欄		全角	20文字以内	未成年者非課税適用確認書の「備考」欄に出力する必要がある情報がある場合には、その情報を記録してください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称		全角	6文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号		半角	5文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(2)【未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項】(租税特別措置法第37条の14の2第19項)  
(令和6年以降は使用しない)

(別紙2)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
		半角	3文字		
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「002」を記録してください。	
2	提出年月日	元号	半角	提出者(未成年者非課税適用確認書を提出した者)をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(2)》において同じです。)が未成年者非課税適用確認書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成31年4月1日 → 4,31,04,01」、「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」	
3		年	半角		2文字
4		月	半角		2文字
5		日	半角		2文字
6	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
7	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
8	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」	
9		年	半角		2文字
10		月	半角		2文字
11		日	半角		2文字
12	提出者の現住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
13	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
14	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
15	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
16	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
17	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
18	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
19	提出者の整理番号	半角	14文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を記録してください。	
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角	1文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には「1」、変更されていない場合には「0」を記録してください。	
21	未成年者非課税適用確認書の氏名	全角	120文字以内	項番20に「1」が記録されている場合には、提出者から提出された未成年者非課税適用確認書に記載された氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 項番20に「0」が記録されている場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
22	未成年者非課税適用確認書の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	項番20に「1」が記録されている場合には、提出者から提出された未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 項番20に「0」が記録されている場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
23	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者から未成年者非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者から未成年者非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
25	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	半角	7文字	提出者から未成年者非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。	
26	非課税管理勘定が設定された年月日又は設定予定年月日	元号	半角	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された非課税管理勘定が設定された年月日又は設定予定年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年4月2日 → 4,30,04,02」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」	
27		年	半角		2文字
28		月	半角		2文字
29		日	半角		2文字
30	未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された非課税管理勘定が設定された未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみで入力してください。 (例)「1111-1111-1111-1111」	
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から未成年者非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」	
32	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から未成年者非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」	

○ レコードの内容及び記録要領(3)ー1【非課税口座異動届出書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項)

(別紙3ー1)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「003」を記録してください。	
2	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者(非課税口座異動届出書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(3)ー1》において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
3	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
4	提出者の生年月日	元号	半角	1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4,01,04,15」
5		年	半角	2文字	
6		月	半角	2文字	
7		日	半角	2文字	
8	提出者の現住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
9	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
10	非課税口座の記号又は番号	半角	20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所に開設されている提出者の非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」	
11	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
12	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
13	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
14	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
15	提出者の変更前の氏名	全角	120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
16	提出者の変更前の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
17	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。 住所(居所)又は所在地に変更がない場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
18	提出者の変更前の個人番号	半角	12文字	提出者の変更前の個人番号を記録してください。 個人番号に変更がない場合は、「前の項目、後の項目」としてください。	
19	提出者の変更後の氏名	全角	120文字以内	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
20	提出者の変更後の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
21	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。 住所(居所)又は所在地に変更がない場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
22	提出者の変更後の個人番号	半角	12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。 個人番号に変更がない場合は、「前の項目、後の項目」としてください。	
23	提出者の基準日	元号	半角	1文字以内	勤定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座異動届出書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勤定を設定する際に提出者から提出を受けた旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する非課税適用確認書、非課税管理勤定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下《レコードの内容及び記録要領(3)ー1》において「非課税適用確認書等」といいます。)に記載された基準日の元号、年、月及び日を記録してください(勤定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。) この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 → 4,25,01,01」
24		年	半角	2文字以内	
25		月	半角	2文字以内	



項番	項目名	入力文字基準	記録要領
26	日	半角 2文字以内	勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座が租税特別措置法第37条の14第31項の規定により非課税口座開設届出書の提出等をしたものとみなされて開設（以下「みなし開設」といいます。以下《レコードの内容及び記録要領(3)－1》において同じです。）された非課税口座である場合には、「前の項目...後の項目」としてしてください。
27	提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地	全角 125文字以内	勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座異動届出書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日における住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。）。 勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「前の項目...後の項目」としてしてください。
28	提出者の整理番号	半角 14文字	非課税口座異動届出書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等若しくは勘定廃止通知書に記載された整理番号又は当該提出者に係る「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」に記載された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(3)ー2【未成年者口座異動届出書に記載された事項等】

(別紙3ー2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「003」を記録してください。	
2	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者(未成年者口座異動届出書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(3)ー2》において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
3	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
4	提出者の生年月日	元号	半角	1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
5		年	半角	2文字	
6		月	半角	2文字	
7		日	半角	2文字	
8	提出者の現住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
9	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
10	未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所に開設されている提出者の未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」	
11	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
12	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
13	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
14	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
15	提出者の変更前の氏名	全角	120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。氏名に変更がない場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
16	提出者の変更前の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。氏名に変更がない場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
17	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。住所(居所)又は所在地に変更がない場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
18	提出者の変更前の個人番号	半角	12文字	提出者の変更前の個人番号を記録してください。個人番号に変更がない場合は、「前の項目, 後の項目」としてください。	
19	提出者の変更後の氏名	全角	120文字以内	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。氏名に変更がない場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
20	提出者の変更後の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。氏名に変更がない場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
21	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。住所(居所)又は所在地に変更がない場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。	
22	提出者の変更後の個人番号	半角	12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。個人番号に変更がない場合は、「前の項目, 後の項目」としてください。	
23	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
24	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
25	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
26	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
27	(空白)	-	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
28	提出者の整理番号	半角	14文字	未成年者口座異動届出書に係る未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書	

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
				に記載された整理番号を記録してください。
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(4)ー1【非課税口座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項)

(別紙4ー1)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「004」を記録してください。	
2	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者(非課税口座移管依頼書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(4)ー1》において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
3	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
4	提出者の生年月日	元号	半角	1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4,01,04,15」
5		年	半角	2文字	
6		月	半角	2文字	
7		日	半角	2文字	
8	提出者の現住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
9	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
10	移管前の金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
11	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
12	移管先の金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
13	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
14	移管前の非課税口座の記号又は番号	半角	20文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」	
15	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
16	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
17	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
18	(空白)	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
19	移管希望年月日	元号	半角	1文字	提出者の移管を希望する年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」、「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」
20		年	半角	2文字	
21		月	半角	2文字	
22		日	半角	2文字	
23	提出者の基準日	元号	半角	1文字以内	提出者の勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下《レコードの内容及び記録要領(4)ー1》において「非課税適用確認書等」といいます。)に記載された基準日の元号、年、月及び日を記録してください(勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。) この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 → 4,25,01,01」
24		年	半角	2文字以内	
25		月	半角	2文字以内	
26		日	半角	2文字以内	
27	提出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日における住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください(勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。) 提出者の勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
28	提出者の整理番号	半角	14文字	非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等若しくは勘定廃止通知書に記載された整理番号又は当該提出者に係る「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」に記載された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。	

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
29	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
30	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」
31	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「神田税務署 → 神田」
32	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「神田税務署 → 01103」

○ レコードの内容及び記録要領(4)ー2【未成年者口座移管依頼書に記載された事項等】

(別紙4ー2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「004」を記録してください。	
2	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者(未成年者口座移管依頼書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(4)ー2》において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
3	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
4	提出者の生年月日	元号	半角	1文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
5		年	半角	2文字	
6		月	半角	2文字	
7		日	半角	2文字	
8	提出者の現住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
9	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
10	移管前の金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
11	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
12	移管先の金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
13	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
14	移管前の未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」	
15	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
16	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
17	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
18	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
19	移管希望年月日	元号	半角	1文字	提出者の移管を希望する年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」、「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」
20		年	半角	2文字	
21		月	半角	2文字	
22		日	半角	2文字	
23	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
24	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
25	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
26	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
27	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。	
28	提出者の整理番号	半角	14文字	未成年者口座移管依頼書に係る未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。	
29	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」	
30	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」	
31	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「神田税務署 → 神田」	
32	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「神田税務署 → 01103」	

○ レコードの内容及び記録要領(5)－1【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）】  
 (租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項)

(別紙5－1)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「005」を記録してください。
2	氏名	全角	120文字以内	移管先の営業所（事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合併により設立した金融商品取引業者等若しくはその合併後存続する金融商品取引業者等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(5)－1》において同じです。）に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	フリガナ	全角	120文字以内	移管先の営業所に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	生年月日	元号	半角	1文字
5		年	半角	2文字
6		月	半角	2文字
7		日	半角	2文字
8	現住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
9	個人番号	半角	12文字	移管先の営業所に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の個人番号を記録してください。
10	基準日	元号	半角	1文字以内
11		年	半角	2文字以内
12		月	半角	2文字以内
13		日	半角	2文字以内
14	基準日における国内の住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所に移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、移管先の営業所に移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出がされた旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下《レコードの内容及び記録要領(5)－1》において「非課税適用確認書等」といいます。）に記載された基準日の元号、年、月及び日を記録してください（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です）。この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 → 4,25,01,01」 移管先の営業所に移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間である場合若しくは現に設けられている特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に係る勘定設定期間が令和6年以後の期間である場合又は移管先の営業所に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の口座が租税特別措置法第37条の14第31項の規定により非課税口座開設届出書の提出等をしたものとみなされて開設（以下《レコードの内容及び記録要領(5)－1》において「みなし開設」といいます。）された非課税口座である場合には、「前の項目、…後の項目」としてしてください。
15	整理番号	半角	14文字	移管先の営業所に移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定する際に提出がされた非課税適用確認書等若しくは勘定廃止通知書に記載された整理番号又は当該提出者に係る「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」に記録された整理番号を記録してください。 移管先の営業所に移管がされた口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。
16	移管先の非課税口座の記号又は番号	半角	20文字以内	移管先の営業所に移管がされた非課税口座のその移管先の営業所における記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」
17	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてしてください。
18	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてしてください。
19	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてしてください。
20	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてしてください。
21	移管前の営業所の名称	全角	60文字以内	移管前の営業所（移管先の営業所に非課税口座に関する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(5)－1》において同じです。）の名称を記録してください。
22	移管前の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
23	移管前の営業所の法人番号	半角	13文字	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下別紙5-2において同じです。）を記録してください。	
24	移管先の営業所の名称	全角	60文字以内	移管先の営業所の名称を記録してください。	
25	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
26	移管年月日	元号	半角	移管がされた年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」、「令和3年2月15日 → 5.03.02.15」	
27		年	半角		2文字
28		月	半角		2文字
29		日	半角		2文字
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」	
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」	



○ レコードの内容及び記録要領(5)ー2【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）】

(別紙5ー2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「005」を記録してください。
2	氏名	全角	120文字以内	移管先の営業所（事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合併により設立した金融商品取引業者等若しくはその合併後存続する金融商品取引業者等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(5)ー2》において同じです。）に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	フリガナ	全角	120文字以内	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	生年月日	元号	半角	1文字
5		年	半角	2文字
6		月	半角	2文字
7		日	半角	2文字
8	現住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
9	個人番号	半角	12文字	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の個人番号を記録してください。
10	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
11	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
12	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
13	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
14	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
15	整理番号	半角	14文字	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出がされた未成年者非課税適用確認書等に記載された整理番号を記録してください。
16	移管先の未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座のその移管先の営業所における記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」
17	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
18	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
19	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
20	（空白）	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
21	移管前の営業所の名称	全角	60文字以内	移管前の営業所（移管先の営業所に未成年者口座に関する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(5)ー2》において同じです。）の名称を記録してください。
22	移管前の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
23	移管前の営業所の法人番号	半角	13文字	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の法人番号を記録してください。
24	移管先の営業所の名称	全角	60文字以内	移管先の営業所の名称を記録してください。
25	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管年月日	元号	半角	1文字
27		年	半角	2文字
28		月	半角	2文字
29		日	半角	2文字
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(6)【変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第15項）

（別紙6）

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「006」を記録してください。
2	提出年月日	元号	半角	提出者（金融商品取引業者等変更届出書を提出した者）をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(6)》において同じです。）が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「令和3年3月22日 → 5.03.03.22」
3		年	半角	
4		月	半角	
5		日	半角	
6	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4.01.04.15」
9		年	半角	
10		月	半角	
11		日	半角	
12	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
13	提出者の基準日	元号	半角	提出者の勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた旧租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下《レコードの内容及び記録要領(6)》において「非課税適用確認書等」といいます。）に記載された基準日の元号、年、月及び日を記録してください（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。）。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 → 4.25.01.01」 提出者の勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座が租税特別措置法第37条の14第31項の規定により非課税口座開設届出書の提出等をしたものとみなされて開設（以下《レコードの内容及び記録要領(6)》において「みなし開設」といいます。）された非課税口座である場合には、「前の項目...」後の項目」としてしてください。
14		年	半角	
15		月	半角	
16		日	半角	
17	提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	提出者の勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日における住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。）。 提出者の勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「前の項目...」後の項目」としてしてください。
18	提出者の整理番号	半角	14文字	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等若しくは勘定廃止通知書に記載された整理番号又は当該提出者に係る「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」に記録された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。
19	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者から金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
20	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の年分	元号	半角	提出者から提出を受けた金融商品取引業者等変更届出書に記載された非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の年分の元号及び年を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分 → 4.30」、「令和3年分 → 5.03」
21		年	半角	
22	(空白)	—	0文字	「前の項目...」後の項目」としてしてください。
23	(空白)	—	0文字	「前の項目...」後の項目」としてしてください。
24	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を廃止した旨等	半角	1文字	金融商品取引業者等変更届出書の提出により、①非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の廃止を行い、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けないこととした場合には「0」を、②非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の廃止を行わず、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けないこととした場合には「1」を記録してください。

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角	1文字	項番 24 に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により廃止された非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番 24 に「1」が記録されている場合には、「前の項目」, 後の項目」としてしてください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(7)ー1【廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第18項）（別紙7ー1）

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「007」を記録してください。
2	非課税口座を廃止した旨	半角	1文字	非課税口座廃止届出書の提出により非課税口座を廃止した場合には「1」を、租税特別措置法第37条の14第26項に規定する出国の時に租税特別措置法第37条の14第16項に規定する非課税口座廃止届出書を非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと（以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー1》において「みなし提出」といいます。）により非課税口座を廃止した場合には「0」を記録してください。
3	提出年月日	元号	半角	1文字
4		年	半角	2文字
5		月	半角	2文字
6		日	半角	2文字
7	提出者（非課税口座廃止届出書を提出した者、みなし提出により非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされる者又は非課税口座廃止届出書交付申請書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー1》において同じです。）が非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日又はみなし提出があった年月日（以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー1》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。）の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 （例）「令和3年3月22日 → 5.03.03.22」	半角	1文字	提出者から租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）附則第11条第6項に基づき非課税口座廃止届出書交付申請書の提出を受けた場合には「1」を、提出を受けていない場合には「0」を記録してください。
8	非課税口座廃止届出書交付申請書の提出年月日	元号	半角	1文字以内
9		年	半角	2文字以内
10		月	半角	2文字以内
11		日	半角	2文字以内
12	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
13	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
14	提出者の生年月日	元号	半角	1文字
15		年	半角	2文字
16		月	半角	2文字
17		日	半角	2文字
18	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
19	提出者の基準日	元号	半角	1文字以内
20		年	半角	2文字以内
21		月	半角	2文字以内
22		日	半角	2文字以内
23	提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	提出者の勤定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日における住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください（勤定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です。）。 提出者の勤定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座が租税特別措置法第37条の14第31項の規定により非課税口座開設届出書の提出等をしたものとみなされて開設（以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー1》において「みなし開設」といいます。）された非課税口座である場合には、「前の項目...後の項目」としてしてください。
24	提出者の整理番号	半角	14文字	非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等若しくは勤定廃止届出書に記載された整理番号又は当該提出者に係る「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」に記録された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止届出書に記載された整理番号を記録してください。
25	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	項番7に「0」が記録されている場合には、提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称又はみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の名称を、「1」が記録されている場合には、非課税口座廃止届出書交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
26	非課税口座廃止届出書の交付の有無	半角	1文字	提出者に対して非課税口座廃止届出書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
27	上場株式等の受入れの有無	半角	1文字	項番26に「1」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番26に「0」が記録されている場合には、「前の項目, 後の項目」としてください。
28	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。
29	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(7)ー2【廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14の2第22項）(別紙7ー2)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「007」を記録してください。	
2	未成年者口座を廃止した旨	半角	1文字	未成年者口座廃止届出書の提出により未成年者口座を廃止した場合には「1」を、租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合で同条第20項の規定によりこれらの事由が生じた時に同項に規定する未成年者口座廃止届出書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと（以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー2》において「口座等廃止事由によるみなし提出」といいます。）による提供である場合には「2」を、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第5号及び同令第25条の13の8第31項に規定する出国の時に租税特別措置法第37条の14の2第22項に規定する未成年者口座廃止届出書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと（以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー2》において「出国によるみなし提出」といいます。）により未成年者口座を廃止した場合には「0」を記録してください。	
3	提出年月日	元号	半角	提出者（未成年者口座廃止届出書を提出した者、口座等廃止事由によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされる者又は出国によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされる者）をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー2》において同じです。が未成年者口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日、口座等廃止事由によるみなし提出があった年月日又は租税特別措置法施行令第25条の13の8第31項に規定する出国によるみなし提出があった年月日（以下《レコードの内容及び記録要領(7)ー2》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。）の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」 なお、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第5号に規定する出国移管依頼書を提出し出国した後、帰国届出書の提出がなかった者については、当該者が1月1日において20歳である年の元号及び年を記録し、また、月及び日には「01」を記録してください。 (例)「令和2年1月1日 → 5,02,01,01」	
4		年	半角		2文字
5		月	半角		2文字
6		日	半角		2文字
7	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
8	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
9	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
10	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
11	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
12	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
13	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
14	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」	
15		年	半角		2文字
16		月	半角		2文字
17		日	半角		2文字
18	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
19	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
20	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
21	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
22	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
23	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
24	提出者の整理番号	半角	14文字	未成年者口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。	
25	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者から未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称若しくは口座等廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
26	未成年者口座廃止通知書の交付の有無	半角	1文字	項番3から6までの「提出年月日」が令和5年9月30日までの場合は、提出者に対して未成年者口座廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。 項番3から6までの「提出年月日」が令和5年10月1日以降の場合は、「提出年月日」の年の1月1日において提出者が17歳以上の場合は「0」を、17歳未満の場合は「1」を記録してください。 (注) 令和5年10月1日以降の提供事項については、「1」についても「未成年者口座廃止通知書を交付しない場合」として取り扱います。	
27	上場株式等の受入れの有無	半角	1文字	項番26に「1」が記録されている場合には、未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番26に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
28	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。
29	(空白)	—	0文字	「前の項目, 後の項目」としてください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所若しくは提出者から口座等廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所若しくは提出者から口座等廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(8)－1【提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）】（租税特別措置法第37条の14第20項）（別紙8－1）

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「008」を記録してください。
2	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	半角	1文字	提出者（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(8)－1》において同じです。）から勘定廃止通知書の提出を受けた場合には「0」を、非課税口座廃止通知書の提出を受けた場合には「1」を記録してください。
3	提出年月日	元号	半角	1文字
4		年	半角	2文字
5		月	半角	2文字
6		日	半角	2文字
7	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
9	提出者の生年月日	元号	半角	1文字
10		年	半角	2文字
11		月	半角	2文字
12		日	半角	2文字
13	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
14	提出者の基準日	元号	半角	1文字以内
15		年	半角	2文字以内
16		月	半角	2文字以内
17		日	半角	2文字以内
18	提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	提出者の勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された基準日における住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間のレコードの提供については、省略可能です）。提出者の勘定設定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間若しくは令和6年以後の期間である場合又は提出者の口座が租税特別措置法第37条の14第31項の規定により非課税口座開設届出書の提出等をしたものとみなされて開設（以下《レコードの内容及び記録要領(8)－1》において「みなし開設」といいます。）された非課税口座である場合には、「前の項目、…、後の項目」としてください。
19	提出者の整理番号	半角	14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角	1文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された氏名が変更されている場合には「1」、変更されていない場合には「0」を記録してください。
21	廃止通知書の氏名	全角	120文字以内	項番20に「1」が記録されている場合には、提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。項番20に「0」が記録されている場合には、「前の項目、…、後の項目」としてください。
22	廃止通知書の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	項番20に「1」が記録されている場合には、提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。項番20に「0」が記録されている場合には、「前の項目、…、後の項目」としてください。
23	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。



項番	項目名	入力文字基準		記録要領												
25	廃止通知書の提出の区分	半角	1文字	提出者から提出を受けた廃止通知書の次表「廃止通知書の区分」欄に掲げる区分を同表「記録要領」欄のとおり記録してください。												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃止通知書の名称</th> <th>廃止通知書の区分</th> <th>記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勘定廃止通知書</td> <td>金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考) 租税特別措置法第37条の14第13項に規定する変更前非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「勘定設定年」といいます。)の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>勘定廃止通知書</td> <td>金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考) 勘定設定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>非課税口座廃止通知書</td> <td>非課税口座廃止通知書の提出があった場合</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	廃止通知書の名称	廃止通知書の区分	記録要領	勘定廃止通知書	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考) 租税特別措置法第37条の14第13項に規定する変更前非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「勘定設定年」といいます。)の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	0	勘定廃止通知書	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考) 勘定設定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	1	非課税口座廃止通知書	非課税口座廃止通知書の提出があった場合	2
				廃止通知書の名称	廃止通知書の区分	記録要領										
				勘定廃止通知書	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考) 租税特別措置法第37条の14第13項に規定する変更前非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「勘定設定年」といいます。)の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	0										
勘定廃止通知書	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考) 勘定設定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	1														
非課税口座廃止通知書	非課税口座廃止通知書の提出があった場合	2														
26	廃止年月日	元号	半角	1文字	項番25に「0」が記録されている場合には、項番25の「当該廃止をした年月日」の元号、年、月及び日を、項番25に「1」が記録されている場合には、項番25の「当該提出された年月日」の属する年の翌年の1月1日の元号、年、月及び日を、項番25に「2」が記録されている場合には、項番25の非課税口座廃止通知書に記載された非課税口座が廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月28日 → 4,30,09,28」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」											
27		年	半角	2文字												
28		月	半角	2文字												
29		日	半角	2文字												
30	最初に設けようとする非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の年分	元号	半角	1文字	廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の年分の元号及び年を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分 → 4,30」、「令和3年分 → 5,03」											
31		年	半角	2文字												
32	非課税口座の記号又は番号		半角	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している提出者がその非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設けようとするために廃止通知書を提出した場合には、その非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」											
33	金融商品取引業者等の営業所使用欄		全角	20文字以内	《レコードの内容及び記録要領(1)-1》の項番12「廃止通知書を識別するための記号又は番号」に記録する必要がある情報がある場合には、その情報を記録してください。											
34	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称		全角	6文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」											
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号		半角	5文字	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」											

○ レコードの内容及び記録要領(8)ー2【提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）】  
 (租税特別措置法第37条の14の2第23項)

(別紙8ー2)

(令和6年以降は使用しない)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「008」を記録してください。	
2	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
3	提出年月日	元号	半角	提出者（未成年者口座廃止通知書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(8)ー2》において同じです。）が未成年者口座廃止通知書（以下《レコードの内容及び記録要領(8)ー2》において「廃止通知書」といいます。）を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」	
4		年	半角		2文字
5		月	半角		2文字
6		日	半角		2文字
7	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
8	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
9	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」	
10		年	半角		2文字
11		月	半角		2文字
12		日	半角		2文字
13	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。	
14	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
15	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
16	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
17	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
18	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
19	提出者の整理番号	半角	14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。	
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角	1文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された氏名が変更されている場合には「1」、変更されていない場合には「0」を記録してください。	
21	廃止通知書の氏名	全角	120文字以内	項番20に「1」が記録されている場合には、提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 項番20に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
22	廃止通知書の氏名のフリガナ	全角	120文字以内	項番20に「1」が記録されている場合には、提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。 項番20に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
23	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
25	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
26	廃止年月日	元号	半角	廃止通知書に記載された未成年者口座が廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月28日 → 4,30,09,28」、「令和3年3月22日 → 5,03,03,22」	
27		年	半角		2文字
28		月	半角		2文字
29		日	半角		2文字
30	最初に設けようとする非課税管理勘定の年分	元号	半角	廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定の年分の元号及び年を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分 → 4,30」、「令和3年分 → 5,03」	
31		年	半角		2文字
32	未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	廃止通知書の提出により非課税管理勘定が設けられる未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」	
33	金融商品取引業者等の営業所使用欄	全角	20文字以内	《レコードの内容及び記録要領(11)ー2》の項番12「廃止通知書を識別するための記号又は番号」に記録する必要がある情報がある場合には、その情報を記録してください。	
34	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。	

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	<p>（例）「麴町税務署 → 麴町」</p> <p>提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。</p> <p>（例）「麴町税務署 → 01101」</p>

○ レコードの内容及び記録要領(9)【届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第6項）

（別紙9）

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「009」を記録してください。
2	提出年月日	元号	半角	提出者（「非課税口座開設届出書」を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(9)》において同じです。）が「非課税口座開設届出書」を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成31年1月4日 → 4.31.01.04」、「令和3年3月22日 → 5.03.03.22」
3		年	半角	
4		月	半角	
5		日	半角	
6	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4.01.04.15」
9		年	半角	
10		月	半角	
11		日	半角	
12	提出者の現住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	提出者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
13	提出者の個人番号	半角	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
14	金融商品取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
15	金融商品取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
16	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	半角	7文字	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。
17	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
18	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
19	非課税口座に設定しようとする勘定の種類	半角	1文字	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けて開設した非課税口座に非課税管理勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定した場合には「1」、累積投資勘定を設定した場合には「2」を記録してください。
20	非課税口座の記号又は番号	半角	20文字以内	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けて非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定した非課税口座の記号又は番号を記録してください。 なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみで入力してください。 (例)「111-111-111-111」
21	金融商品取引業者等の営業所使用欄	全角	20文字以内	届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報《レコードの内容及び記録要領(12)》の項番1「届出事項を識別するための記号又は番号」に記録する必要がある情報がある場合には、その情報を記録してください。
22	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 麴町」
23	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麴町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領(10)【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】  
 (租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項)

(別紙 10)

(令和 6 年以降は使用しない)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角	20 文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報(《レコードの内容及び記録要領(1)》項番 29) を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の別	半角	1 文字	未成年者非課税適用確認書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書が交付される場合には「2」を、同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角	14 文字	未成年者非課税適用確認書が交付される場合には、当該未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)

○ レコードの内容及び記録要領(11)－1【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】(租税特別措置法第37条の14第21項)

(別紙11－1)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領								
1	提出者の氏名	全角	120文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の氏名(《レコードの内容及び記録要領(8)－1》項番7)を記録します。								
2	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ(《レコードの内容及び記録要領(8)－1》項番8)を記録します。								
3	提出者の生年月日	元号	1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の生年月日の元号、年、月及び日(《レコードの内容及び記録要領(8)－1》項番9から項番12まで)を記録します。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。 (例)「平成元年4月15日 → 4,01,04,15」								
4		年	2文字									
5		月	2文字									
6		日	2文字									
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができる旨又はできない旨	半角	1文字	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出した者(以下《レコードの内容及び記録要領(11)－1》において「提出者」といいます。)の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができる場合には「1」、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない場合には「0」を記録します。								
8	非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由	半角	2文字	<p>項番7に「0」が記録されている場合には、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由について、次表の「非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由」欄に掲げる非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由</th> <th>記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合</td> <td>03</td> </tr> </tbody> </table> <p>項番7に「1」が記録されている場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)</p>	非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由	記録要領	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合	01	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	02	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	03
非課税口座の開設又は非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない理由	記録要領											
提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合	01											
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	02											
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	03											
9	提出者の整理番号	半角	14文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の整理番号(《レコードの内容及び記録要領(8)－1》項番19)を記録します。								
10	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の年分	元号	1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の年分の元号及び年(《レコードの内容及び記録要領(8)－1》項番30及び項番31)を記録します。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。								
11		年	2文字									
12	廃止通知書を識別するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報(《レコードの内容及び記録要領(8)－1》項番33)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)								

○ レコードの内容及び記録要領(11)－2【未成年者口座開設の可否事項】(租税特別措置法第37条の14の2第24項)  
(令和6年以降は使用しない)

(別紙11－2)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
		全角	120文字以内		
1	提出者の氏名	全角	120文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の氏名(《レコードの内容及び記録要領(8)－2》項番7)を記録します。	
2	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ(《レコードの内容及び記録要領(8)－2》項番8)を記録します。	
3	提出者の生年月日	元号	半角	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の生年月日の元号、年、月及び日(《レコードの内容及び記録要領(8)－2》項番9から項番12まで)を記録します。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。 (例)「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」	
4		年	半角		2文字
5		月	半角		2文字
6		日	半角		2文字
7	未成年者口座の開設ができる旨又はできない旨	半角	1文字	未成年者口座廃止通知書を提出した者(以下《レコードの内容及び記録要領(11)－2》において「提出者」といいます。)の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設ができない場合には「0」を記録します。	
8	未成年者口座の開設ができない理由	半角	2文字	項番7に「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次表の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。	
未成年者口座の開設ができない理由				記録要領	
提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る廃止届出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合				01	
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合				02	
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合		03			
項番7に「1」が記録されている場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)					
9	提出者の整理番号	半角	14文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された提出者の整理番号(《レコードの内容及び記録要領(8)－2》項番19)を記録します。	
10	非課税管理勘定の年分	元号	半角	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項に記録された非課税管理勘定の年分の元号及び年(《レコードの内容及び記録要領(8)－2》項番30及び項番31)を記録します。 この場合、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。	
11		年	半角		2文字
12	廃止通知書を識別するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した提出事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報(《レコードの内容及び記録要領(8)－2》項番33)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)	

○ レコードの内容及び記録要領(12)【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】(租税特別措置法第37条の14第7項)

(別紙12)

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	全角	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項)の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報(《レコードの内容及び記録要領(9)》項番21)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)
2	他の届出事項及び申請事項の有無	半角	1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項に記録された非課税口座開設届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者(以下《レコードの内容及び記録要領(12)》において「提出者」といいます。)について、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がなく、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書が租税特別措置法第37条の14第10項の規定により受理することができないもの及び同条第11項の規定により提出することができないものに該当しない場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があり、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書が同条第10項の規定により受理することができないもの又は同条第11項の規定により提出をすることができないものに該当する場合には「2」を、同時に複数の届出事項の提供があったため、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時に当該税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があったものとされた場合には「3」を記録します。
3	提出者の氏名	全角	120文字以内	届出事項に記録された提出者の氏名を記録します。
4	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	届出事項に記録された提出者のフリガナを記録します。
5	提出者の生年月日	元号	半角 1文字	届出事項に記録された提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録します。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4.01.04.15」
6		年	半角 2文字	
7		月	半角 2文字	
8		日	半角 2文字	
9	提出者の現住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	届出事項に記録された提出者の現住所(居所)又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)
10	整理番号	半角	14文字	整理番号を記録します。項番2に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません(タグ名のみ記録します。)
11	(空白)	-	0文字	
12	(空白)	-	0文字	